

# 令和8年度有害鳥獣防止施設実施事業のお知らせ

## 1 補助金交付対象

有害鳥獣から農作物への被害を防ぐために有害鳥獣防止施設（電気柵、防止柵、除去網等）を設置する市内で営農する農業者等に対して助成します。

## 令和8年4月1日(水)から令和8年度の設置要望を承ります。

(ただし、予算上限に達し次第、終了いたします。)

## 2 補助金額

材料費の10分の3以内（設置費は除く）

## 3 補助条件

- ・市内の農地（地目が田畑）に設置すること。
- ・令和8年度に購入する資材であること。（購入済資材は対象外）
- ・今後、営農の継続が確実であること。

※材料費が1mあたり2,000円を超える場合は、2,000円を限度とします。

※過去に補助を受けた箇所については次の期間が経過するまで補助を受けることはできません。

（金網柵は15年、電気柵・ワイヤーメッシュ柵・トタン柵は8年、ネット柵は5年以上経過）

※令和7年度から、茨木市民でない農業者等も補助対象になりました。

## 4 報告書の受付

令和8年4月1日(水)から受付

## 5 申込み方法

裏面の「有害鳥獣防止施設設置希望報告書」にご記入いただき、見積書と併せて電話、ファックス、メールのいずれかで申込み（メールの場合は記入済みの「有害鳥獣防止施設設置希望報告書」及び見積書を写真添付してください。）

## ※注意事項※

希望報告書は、まだ受付が済んだだけ… です。

後日、農林振興課より申請書を送付しますので、必要事項を記入し、ご提出ください。

茨木市産業環境部農林課推進係  
〒567-8505  
茨木市駅前三丁目8番13号  
TEL：072-620-1622  
FAX：072-620-2289  
メール：nourin@city.ibaraki.lg.jp

令和8年4月1日  
から変わります

茨木市都市活力部農林振興課推進係  
〒567-8505  
茨木市駅前三丁目8番13号  
TEL：072-620-1622  
FAX：072-620-2289  
メール：nourinshinko@city.ibaraki.lg.jp